

報道資料

平成30年8月20日

1 件 名	「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～ 公開プレゼンテーションの実施について
2 日 時	平成30年8月28日(火) 13時10分から
3 場 所	山口市役所山口総合支所第10・11会議室(3階)
4 内 容	<p>「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～において、書類審査による一次審査に合格した個人及び団体から提案があった5つの事業について、応募者による公開の場でプレゼンテーション(二次審査)を行います。応募者は、プレゼンテーションを10分間行い、審査員からの質疑を10分間行う予定としています。また、審査の結果については、9月5日(水)に、山口市公式ウェブサイト等で公表いたします。</p> <p>○プレゼンテーションを行う個人及び団体 別紙のとおり</p> <p>○日程 13時10分～ 事業概要及び審査方法についての説明 13時30分～ プレゼンテーション(20分×5団体) 15時30分 終了予定</p> <p>※応募者への取材対応の時間は特に設けませんので、取材につきましては各応募者の発表終了後、審査会場及び応募者控え室以外の場所で随時行ってください。 ※「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～の内容について 別添のとおり</p>
5 出 席 者	発表者 1個人・4団体 及び 審査員
6 問 い 合 わ せ	地域生活部 定住促進課 (担当:植村・田中) TEL 083-934-4646

①	発表者:こどな 提案事業:「こどな」～多世代交流事業。子どもから高齢者までが集まれる場所～
②	発表者:社会福祉法人相清会 提案事業:「輪・話・和」につながる「縁・援・遠」～我が事丸ごとの地域づくりをめざす縁結び～
③	発表者:繁澤修司(ALL HeART) 提案事業:ライフデザイン コミュニティドクターズカフェ
④	発表者:Do a front 提案事業:空き家とアーティストインレジデンス
⑤	発表者:有限会社ひわだや 提案事業:日本古来の屋根技術工法檜皮葺を五感で体験する古民家交流事業

空き家×交流

～空き家活用コンペティション事業～ プロジェクト募集!!

外国人や移住希望者などを対象にしたゲストハウス、
地域の魅力を活かしたコミュニティカフェなど…、
あなたのアイデアで山口市に新たな交流の場を創りませんか？
募集期間：平成30年6月1日（金）～7月31日（火）

優秀事業には
最大 **150万円**
を助成!!
(補助率2/3)



平成29年度
優秀賞受賞者の
取り組みを
紹介しています。



空き家に innovation。
リノベーションで移住、定住者を増やす。



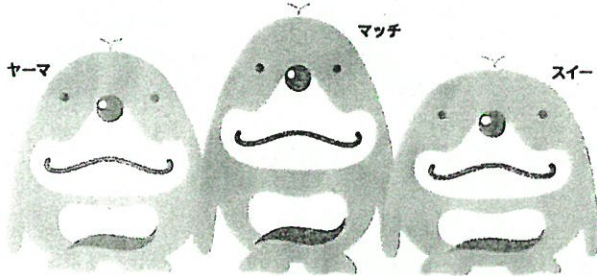
cot/コットからはじまる
コミュニティの創造

山口市移住ホームページ
「すむ住む山口」

すむ住む山口

<http://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

あなたのアイデアで、 空き家を交流の場に。



山口市移住・定住キャラクター 移獣スムスム

本事業は山口市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創出することで、山口市の魅力を感じていただき、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るものです。

応募いただいた提案の中から優秀賞2点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部(改修事業+交流事業)、最大150万円(補助率2/3)を助成します。

募集内容

以下のいずれも満たすものを対象とします。

山口市の空き家または空き店舗を活用した、新たな交流を創出する提案

- ①山口市内の空き家または空き店舗を活用すること。
- ②市外県外からの交流人口の増加に繋がる取り組みであること。
- ③山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資すること。
- ④本補助金のほかに、山口市、国、県及びそれに準ずる団体から補助金を受けていないこと。

応募資格

以下のいずれも満たす個人又は団体を対象とします。

- ①3年以上継続して事業を実施する意思があること。
- ②社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。
- ③政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- ④市税の滞納のないこと。
- ⑤暴力団又はその傘下組織ではないこと。
- ⑥これまでに本補助金を受けていないこと。

対象物件

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たす物件とし、申請者自身で準備してください。

- ①本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- ②現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- ③戸建て又は長屋建て住宅(住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。)であること。
- ④本補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)に、現に着手していないこと。
- ⑤補助対象工事と同一の箇所の工事に対して、国又は地方公共団体からの補助を受けていないこと。
- ⑥国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- ⑦不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- ⑧交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

スケジュール

平成30年

6月 ~7月	募集 応募要項・応募用紙をウェブサイトにて掲載 6月1日(金)~7月31日(火)
	応募相談* 7月2日(月)~7月18日(水) 平日9:00~17:00
	応募受付 7月20日(金)~7月31日(火) 必着

8月 一次審査(書類審査) 8月上旬

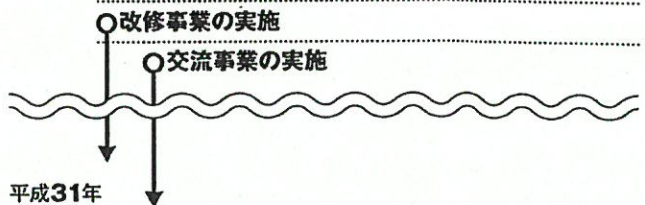
審査結果通知 8月上旬 一次審査結果通知

9月 二次審査(プレゼンテーション) 9月上旬

受賞者発表 9月中旬

補助金交付申請手続

10月 補助金交付決定通知受取 ※通知書を受取後、事業に着手できます。



平成31年 3月 補助対象事業完了 3月17日(日)までに事業を完了する必要があります。

完了報告

補助金額確定通知書受取

補助金交付請求

補助金の交付

*応募要領の内容や応募書類の書き方についての相談をお受けします。(電話、FAX、Eメール)

応募書類

「応募申請書類」、「企画提案書類」、「添付書類」を作成し提出してください。
なお様式は山口市移住情報ホームページ「すむ住む山口」からダウンロードしてご使用ください。

山口市移住ホームページ
「すむ住む山口」

すむ住む山口 <http://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

[お問い合わせ] 山口市定住促進課 担当:植村・田中

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所3階

TEL:083-934-4646 FAX:083-934-2702 E-mail:teiju@city.yamaguchi.lg.jp

